

空き家バンクへの具体的登録方法について

空き家バンクへの登録には、次の2通りの方法があります。

① 香川県内の不動産業者に直接登録依頼をする方法

全日本不動産協会または香川県宅地建物取引業協会に加盟している不動産業者に直接登録を依頼してください。

1週間程度で登録することができます。

② 高松市を介して登録する方法

下記の登録手順により依頼してください。県外在住の方など、香川県内の不動産業者にあてのない方にお勧めします。

登録には1か月程度の期間を要します。

○ 登録手順（高松市を介して登録する場合）

登録申込者から、香川県建築士会に、電話で、当該物件の調査を依頼していただきます。
「空き家バンクに登録したい物件があるので、現地調査をしてください」と申し出ていただき、調査日程等を決めてください。（香川県建築士会 TEL：087-833-5377）



香川県建築士会が、現地調査を行い、当該物件の資料(見取り図、内観/外観の写真等)を作成します。

作成された当該物件の資料と、空き家概要調書を、高松市役所から登録申込者に送付いたします。



登録申込者が、空き家概要調書に所有者情報等を記入のうえ、高松市役所暮らし安全安心課へ返送してください。



高松市役所から、全日本不動産協会香川県本部および香川県宅地建物取引業協会へ、空き家概要調書等を送付します。

全日本不動産協会香川県本部および香川県宅地建物取引業協会が選定した、当該物件の取引業者(不動産業者)名を、高松市役所から登録申込者に連絡いたします。



登録申込者と取引業者との間で、媒介契約を結んでいただき、取引業者が空き家バンク登録を行います。

※ 登録に際して 注意していただきたいこと

- 1) 空き家バンクへの登録手続きは、建築士の現地調査を含めて無料ですが、登録の際には、取引業者との間で法律に基づく媒介契約を結ぶことになります。
そのため、売買または賃貸借の契約成立時には、法律に基づき取引業者への媒介手数料が必要になります。
- 2) 高松市を介して登録する場合は、原則として、選定された取引業者以外の不動産業者と媒介契約を結ぶことはできません。
- 3) 取引業者の選定後は、高松市は介入いたしません。
- 4) 老朽化の激しい住宅や未相続の住宅などは、登録できない場合もあります。

以上、ご不明な点等があれば、下記までお問合せください。

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市市民政策局 暮らし安全安心課

電話 087-839-2555

FAX 087-839-2276